	支援業務		内容及び実施方法
3　支援業務の内容及び実施方法に関する事項	①　本邦に上陸し在留するに当たって留意すべき事項に関する入国前の情報提供		□　特定技能基準省令第３条第１項第１号イに定める事項を実施 □　特定技能基準省令第４条第２号及び同条第３号に定める方法により実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　　〕
	②　出入国しようとする港又は飛行場における送迎		□　特定技能基準省令第３条第１項第１号ロに定める事項を適宜の方法で実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　　〕
	③　適切な住居の確保及び生活に必要な契約に係る支援		□　特定技能基準省令第３条第１項第１号ハに定める事項を適宜の方法で実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　　〕
	④　入国後（在留資格変更許可後）の情報提供	(1)　本邦での生活一般に関する事項	□　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(1)に定める事項を実施 □　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　　〕
		(2)　法令の規定により履行しなければならない又は履行すべき国等の機関に対する届出その他の手続	□　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(2)に定める事項を実施 □　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　　〕
		(3)　相談等の申出対応者及び相談等をすべき国等の機関の連絡先	□　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(3)に定める事項を実施 □　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　　〕
		(4)　支援対象外国人が十分に理解できる言語により医療を受けることができる医療機関に関する事項	□　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(4)に定める事項を実施 □　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　　〕
		(5)　防災及び防犯に関する事項並びに緊急時における対応に必要な事項	□　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(5)に定める事項を実施 □　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　　〕
		(6)　出入国又は労働に関する法令違反行為を知ったときの対応方法その他支援対象外国人の法的保護に必要な事項	□　特定技能基準省令第３条第１項第１号ニ(6)に定める事項を実施 □　特定技能基準省令第４条第３号に定める方法により実施 □　上記事項に加え実施事項があればその内容及び方法（自由記入） 〔　　〕